

## 政府の包括的経済連携基本方針に関する要望意見書

北海道農業は、開拓入植以来これまで、先人のたゆまぬ努力と英知により、国の政策目標に沿った構造改革を着実に推進してきたところでありますが、今日のWTO・EPA交渉による国際化の進展、国際的な食料需給のひっ迫や価格の不安定化、肥料や飼料をはじめとする生産資材価格の高止まりなどにより、農業・農村を取り巻く状況は大きく変化し、主業的な農業経営の持続的発展が懸念される状況にあります。

そのような中、政府は11月9日、TPP（環太平洋戦略的経済連携協定）で「関係国との協議を開始する」との文言を盛り込んだ「包括的経済連携に関する基本方針」を閣議決定しました。TPPは関税を原則100%撤廃するものであり、農水省の試算ではこれが実現すると食料自給率は14%に落ち込み、国内農業のみならず関連産業のGDPは約8兆円の喪失となり壊滅的な打撃を受けることとなります。

したがって、我々は、わが国の食料安全保障と両立できないTPP交渉への参加に反対であり、断じて認めることはできないものと考え、「包括的経済連携に関する基本方針」に基づく経済連携強化に向けた具体的な取組に当たっては、これまで同様、わが国の食料安定供給への重要な役割を担う使命感に立ち、北海道農業が持つ潜在能力をフルに発揮し、持続可能な北海道農業の確立を図るべきと考えます。

よって、政府においては、次の事項について実現が図られるよう強く要望します。

### 記

- 1 国際貿易交渉に当たっては、「多様な農業の共存」を基本理念として、農業・農村の多面的機能の発揮や食料安全保障の確保を図るなど、日本提案の実現を目指すというこれまでの基本方針を堅持し、TPP交渉の不参加を含め、食の安全の確保、食料自給率の向上、農業の多面的機能の発揮、国内農業・農村の振興を損なわないよう対応すること。
- 2 包括的経済連携協定においては、食料・農業・農村政策を重要な国家戦略として位置付けている食料・農業・農村基本計画の趣旨を踏まえ、米や小麦、でん粉、砂糖、牛肉、乳製品等の重要品目を関税撤廃の対象から除外し、適切な国境措置を確保すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成22年11月25日

大空町議会議長 後藤 幸太郎

【 送 付 先 】

- ・ 内閣総理大臣      菅      直   人
- ・ 内閣官房長官      仙 石 由 人
- ・ 外務大臣          前 原 誠 司
- ・ 経済産業大臣      大 畠 章 宏
- ・ 農林水産大臣      鹿 野 道 彦